

事 務 連 絡
令和元年 7 月 1 2 日

各都道府県財政担当課
各都道府県行政改革担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市行政改革担当課
各指定都市公営企業担当課

御中

総務省自治行政局行政経営支援室
総務省自治行政局地域振興室
総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局財務調査課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（周知）

先般、「地方公共団体における消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応等について」（平成 31 年 4 月 17 日付け総財公第 52 号、総財務第 55 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局財務調査課長通知）及び「地方独立行政法人等における消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応等について」（平成 31 年 4 月 17 日付け総行経第 37 号、総行地第 63 号、総財公第 53 号、総財務第 56 号総務省自治行政局行政経営支援室長、総務省自治行政局地域振興室長、総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局財務調査課長通知）により、消費税率引上げ対応等を円滑に進めるため、必要な措置を講じるようお願いしたところです。

このことについて、このたび、内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室から、下記のとおり必要な措置を講じるに当たっての参考資料の提供がありましたので、送付いたします。

各都道府県においては貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対して、各地方公共団体においては地方独立行政法人、土地開発公社に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

資料1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」(パンフレット)

資料2 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」

資料3 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」

(令和元年6月付け20190522中第3号・公取取第44号)

資料4 「「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の

周知・広報への御協力のお願い(協力依頼)」(令和元年6月27日付け消表
対第285号)

資料5 「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」

資料6 「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表
示防止法の適用除外についての考え方」